

税制改正に伴う M&A 関連等の各種措置

2021/04 掲載

2021 年度税制改正にて、M&Aに係る税制の創設や中小企業投資促進税制等の延長措置が実施される。概要は以下のとおり。

1. 株式対価 M&A を促進するための措置の創設

企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得する M&A について、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられた。

(注) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が 20% 以下であるものに限る。

2. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&A 実施後に発生する中小企業の特有のリスク(簿外債務、偶発債務等)に備える観点から、M&A に関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によって M&A を実施する場合(取得価額が 10 億円以下の場合に限る)において、株式等の取得価額の 70% 以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる(計画の認定期限: 令和 6(2024)年 3 月 31 日)。なお、この準備金は、据置期間終了後、原則として、5 年間で均等額を取り崩して益金算入することとなる。

また、当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな種類の適用ができることとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定が不要となる。

3. 中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

- ① 租税特別措置法による軽減税率(税率 15%)の適用期限が 2 年延長される。
- ② 中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をした上で、適用期限が 2 年延長となる。なお、商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業投資促進税制と統合のうえ、廃止される。
- ③ 中小企業経営強化税制は、経営資源集約化設備を追加したうえ、適用期限が 2 年延長となる。

その他詳細については、財務省のホームページを参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

以上